

株式会社 京都銀行

京都市下京区烏丸通松原上る
郵便番号 600-8652

～ お孫さまなどへの「想い」を形に ～
「教育資金贈与信託」の取扱開始！

株式会社 京都銀行（頭取 高崎 秀夫）では、平成 25 年 6 月 24 日（月）より三井住友信託銀行の信託代理店として「教育資金贈与信託＜愛称：孫への想い＞」の取り扱いを開始しますのでお知らせいたします。

「教育資金贈与信託」は、平成 25 年度税制改正によって新たに創設された制度に基づくもので、祖父母さまなどからお孫さまなどへ教育資金を一括贈与した場合に、1,500 万円を上限として贈与税が非課税となる信託商品です。

今後も、お客さまの幅広いニーズにお応えできるよう、サービスの向上に努めてまいります。

記

商品概要

商品名	教育資金贈与信託 <愛称：孫への想い>
取扱信託銀行	三井住友信託銀行
委託者 (贈与する方)	贈与を受ける方の直系尊属(曾祖父母、祖父母、父母など)で教育資金を贈与する個人のお客さま
受益者 (贈与を受ける方)	お孫さまなど教育資金の贈与を受ける 30 歳未満の個人のお客さま
仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 30 歳未満のお孫さまなどへの教育資金としてお預け入れいただき、お孫さまなどからの払出請求に基づき、教育資金をお支払いする商品です。 ・ 元本補てんのある金銭信託にお預け入れいただきます。 ・ お預け入れいただいたご資金のうち、学校等の教育機関へのお支払いであればお孫さまなど 1 人あたり 1,500 万円まで贈与税が課税されません（うち塾などの学校等以外へのお支払いは 500 万円までとなります）。 ・ 毎年 12 月末基準で信託財産に関する報告書を送付いたしますので、信託財産からの払い出し金額や残高についてご確認いただけます。
<p>The diagram illustrates the flow of funds and documents in the Education Fund Gift Trust. On the left, the donor (委托人) includes grandparents, grandmothers, and parents. An arrow labeled '教育資金贈与信託への預入れ' (Deposit into Education Fund Gift Trust) points to the trustee bank (三井住友信託銀行), which is also labeled as the trustee (受託者). From the bank, an arrow labeled '信託財産の支払' (Payment of trust property) points to the beneficiary (受益者), including children, grandchildren, and great-grandchildren. Another arrow labeled '信託財産に関する報告' (Report on trust property) points from the bank to the beneficiary. On the right, an arrow labeled '信託財産の払出の請求 教育機関等からの領収書等の提出' (Request for withdrawal of trust property and submission of receipts from educational institutions) points from the beneficiary back to the bank. A final arrow labeled '支払い' (Payment) points from the bank to the educational institutions (学校や塾等の教育機関等), with '領収書等' (Receipts, etc.) being sent back to the beneficiary.</p>	

申込期間	平成25年6月24日(月)～平成27年12月25日(金)
申込金額	5,000円以上1,500万円以下(1円単位) 受益者お一人あたりお申込総額1,500万円までの範囲で追加が可能です。
信託報酬 (お客さまの費用)	設定時信託報酬：不 要 運用信託報酬：信託金を運用した収益から、信託元本と予定配当率に基づき計算してお支払いする収益金総額等を差し引いた金額
払出事務手数料	払出時には払出方法毎に所定の事務手数料(税込み)がかかりますが、平成25年9月30日(月)までにお申込みいただいた場合、ご契約が終了するまでの間、お孫さまなどの贈与を受ける方が払出時にお支払いいただく事務手数料を無料とさせていただきます。 <領収書払い> 郵送：無料、来店：1,050円(当日手続きの場合は2,100円) <振込払い> 来店：1,050円(当日手続きの場合は2,100円)

以 上